

平成24年度 財政援助団体等監査（Ⅱ期） 指摘事項措置状況
《財団法人 神戸みよりの公社》

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
① 会計に関する事務 ア 前渡金の精算処理 公社の会計規程によると、「前渡金管理者は、当該所属の部長級職員をもって充てる。」また、「前渡金管理者は、用務終了後5日以内に支出明細書兼支払精算書を作成し、直近の上司に提出しなければならない。」とされているが、以下のような事例があった。 （事例） ・ 前渡金管理者までの決裁となっており、直近の上司の承認を受けていないもの ・ 複数回の前渡金の精算を一枚の支出明細書兼支払精算書で行ったため、領収書の日付が受領日より前となっており、整合性がとれていないもの 会計規程に則って、適正な事務処理を行うべきである。	前渡金の精算処理については、各事業部の経理担当者を集め、会計規則及び事務処理の再確認を行い、会計規則を遵守し、適切に処理するよう徹底いたしました。	措置済

① 会計に関する事務 イ 固定資産における減価償却 固定資産台帳及び減価償却明細表において以下の事例があった。 (事例)									
	名 称	供 用 年月日	取得価格	償却 方法	耐用 年数	期 首 帳簿価額	償 却 実施額	期 末 帳簿価額	
A	チーズ製造用 バット	H7.3.12	1,000,000	旧定 率法	9	50,000	9,999	40,001	
B	瓶詰めライン 撤去工事	H9.12.31	3,212,590	旧定 率法	8	1,656,493		1,656,493	
Aについては、期首時点で既に減価償却の終了した資産にもかかわらず、平成 23 年度に新たに減価償却が行われている。過大な減価償却費の計上となっており、適正な処理をするべきである。 Bについては、新たな資産の取得と同時に 行われたものでなく、そもそも撤去工事にかかる費用であるので、資産に計上すべきものではなく、費用処理するべきである。						Aについては、固定資産を管理するソフトの設定ミスによる減価償却費を誤って計上しておりましたので、ソフトの設定を修正いたしました。また、今後は、複数の職員でチェックを行い、同様のミスがないように改善いたします。加えて、当該資産については、老朽化のため、24 年度に廃棄処分しております。 Bについては、平成 9 年度のこともあり、当時の経緯は不明ですが、ご指摘のとおりと考えており、公認会計士と相談し、24 年度中に費用処理いたしました。			措置済

② 契約に関する事務 ア 素牛販売代金の振込日 本市から受精卵移植・育成牧場の管理運営業務を受託している。この中で、育成牧場管理運営業務の飼養管理業務の一つとして、素牛の販売代金について、仕様書では「収納した代金は1ヵ月分をとりまとめ収納月の翌月速やかに報告し、10日までに市の指定する金融機関に払込むこと」と定められているが、2ヵ月分をまとめたり、納期限を越えて払込んでいる事例が散見された。また、本市からの請求時点で仕様書に定められた納期限を越えた納付期限を示して請求している事例もあった。 なお、監査時点において、保存すべき書類が一部見当たらず、下記表中には不明と表記しているように納期限や入金日が確認できない事例があった。 (事例)	市農業振興センター、公社双方で仕様書の再確認を行い、仕様書に定められた事務執行を行います。 公社が毎月の売却代金入金額を市へ報告する際には、売却代金受入口座の通帳の写しを添付することとし、売却代金の入金状況を市・公社双方が確認できるように改めます。また、市から公社への請求において、調定決議の際、仕様書の写しを添付し、市への納期限が仕様書に定められた期日であることを確認できるよう改め、適切な事務処理を行います。 書類の一部が見当たらないことについては、改めて確認したところ表中の不明と表記されている2件とも伝票が現存しており、H23.6.6分については、納付期限が6/10に対し、入金が6/9、	措置済																																																											
<table><tr><th>年月日</th><th></th><th>借方</th><th>貸方</th><th>期限</th><th>入金</th></tr><tr><td>H23.4.28</td><td>素牛販売代金7頭分</td><td></td><td>2,025,450</td><td></td><td></td></tr><tr><td>H23.5.11</td><td>4月度預り金</td><td>1,957,200</td><td></td><td>5月16日</td><td>5月13日</td></tr><tr><td>H23.5.27</td><td>素牛販売代金5頭分</td><td></td><td>1,454,250</td><td></td><td></td></tr><tr><td>H23.5.31</td><td>素牛販売代金4頭分</td><td></td><td>987,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>H23.5.31</td><td>素牛販売代金1頭分</td><td></td><td>294,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>H23.6.6</td><td>5月度預り金（素牛販売代金）</td><td>3,479,700</td><td></td><td>不明</td><td>不明</td></tr><tr><td>H23.7.1</td><td></td><td>1,281,000</td><td></td><td>不明</td><td>不明</td></tr><tr><td>H23.9.8</td><td>素牛販売代金1頭分</td><td></td><td>260,200</td><td></td><td></td></tr><tr><td>H23.10.3</td><td>9月度預り金</td><td>260,200</td><td></td><td>10月10日</td><td>10月11日</td></tr></table> 委託契約の仕様書に定めた内容を本市所管課（委託者）、公社（受託者）双方が守り、適正な事務処理を行うべきである。 また、伝票類については、保存期間中はいつでも確認できるように整理するべきである。	年月日			借方	貸方	期限	入金	H23.4.28	素牛販売代金7頭分		2,025,450			H23.5.11	4月度預り金	1,957,200		5月16日	5月13日	H23.5.27	素牛販売代金5頭分		1,454,250			H23.5.31	素牛販売代金4頭分		987,000			H23.5.31	素牛販売代金1頭分		294,000			H23.6.6	5月度預り金（素牛販売代金）	3,479,700		不明	不明	H23.7.1		1,281,000		不明	不明	H23.9.8	素牛販売代金1頭分		260,200			H23.10.3	9月度預り金	260,200		10月10日	10月11日
年月日		借方	貸方	期限	入金																																																								
H23.4.28	素牛販売代金7頭分		2,025,450																																																										
H23.5.11	4月度預り金	1,957,200		5月16日	5月13日																																																								
H23.5.27	素牛販売代金5頭分		1,454,250																																																										
H23.5.31	素牛販売代金4頭分		987,000																																																										
H23.5.31	素牛販売代金1頭分		294,000																																																										
H23.6.6	5月度預り金（素牛販売代金）	3,479,700		不明	不明																																																								
H23.7.1		1,281,000		不明	不明																																																								
H23.9.8	素牛販売代金1頭分		260,200																																																										
H23.10.3	9月度預り金	260,200		10月10日	10月11日																																																								

③ その他 ア 事業報告書の誤記 六甲山牧場指定管理者協定書では、事業報告書を作成し、市に提出しなければならないとされている。平成 23 年度の事業報告書のなかで、「六甲山牧場サポーター実績」を 72 件、協賛金 565 千円と報告をしているが、総勘定元帳には「六甲山牧場サポーター・会費収入」として 275 千円しか計上されておらず、290 千円の差が生じていた。改めて、確認したところ、22 年度分の二重計上があり、正しい件数は 67 件であった。 今後は、報告書を作成の際には十分な確認を行うとともに、適正な報告書を作成・提出すべきである。	事業報告書を修正して市に再提出するとともに、今後は、提出前に預金通帳や総勘定元帳と照合するなどして、確認を徹底いたします。	措置済
③ その他 イ 入場料の減免処理 六甲山牧場の入場料については、指定管理仕様書において減免が定められており、身体障害者や精神障害者等の障害者手帳等の交付を受けている本人は入場料免除であるが、その介護人については障害者本人の障害の等級により減免の取扱いに違いがある。精神障害者の介護人については障害者本人の精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が 1 級以外は免除にならないことになっているが、明らかに等級が 1 級ではないにもかかわらず免除されている事例や等級の確認がないままに一律に免除されている事例が散見された。 改めて、規定の内容を担当者に徹底するとともに旅行社等関係機関へも周知する等し、適正な事務処理を行うべきである。	入場料の減免処理については、窓口で対応する職員に減免の規定内容を周知徹底するとともに、料金所内にわかりやすい障害者割引の一覧表を掲示いたしました。また、旅行社を通じた障害者団体の申し込み等に対しては、その都度、障害等級を確認し、規定に則った減免を行うように改善いたします。	措置済

③ その他 ウ 付属設備の使用料 神戸市立水産体験学習館条例施行規則では、施設使用時の付属設備の使用料は「午前又は午後の使用をもって 1 回の使用と、（～省略～）終日の使用をもって 2 回の使用とする。」とされている。しかしながら、使用許可書では、終日施設利用がされているにもかかわらず、付属設備の使用料は 1 回分の使用料しか納付されていない事例が散見された。 規定に則って、適正な処理を行うべきである。	付属設備の使用料については、窓口で対応する職員に規定内容を周知徹底するとともに、今後は、職員に規定に則った適正な処理を行うよう、あらためて徹底いたしました。	措置済
---	---	------------